

# 經濟論叢

第113卷 第6号

---

環境状況と組織化適応(2).....	降旗武彦	1
戦時財政投融资機構と財閥金融資本.....	鈴木茂	24
意思決定様式・情報処理システムと 組織構造.....	岸田民樹	51
憲法第八章と地方自治論の現代的意義.....	田中重博	71

---

昭和49年6月

京都大學經濟學會

# 戦時財政投融资機構と財閥金融資本

——昭和10年代の政府出資法人を中心として——

鈴木 茂

## はじめに

従来、財政投融资は国家独占資本主義といわれる現代資本主義特有の現象であり、「国家独占資本主義論の一環として再構成」<sup>1)</sup>することが理論的課題であるとされてきた。しかし、財政投融资といわれる新しい財政現象の発展史の中に於いて、「国家的独占」と「私的独占」がどのようにかかわっているかについて、理論的にも実証的にも明らかにされているとは必ずしも言えないようである。

小論は、この問題の理論的解明の為に、一つの準備的作業として、日本に於いて財政投融资制度が確立してくる戦時財政投融资機構<sup>2)</sup>の実証的分析を目的とする。戦時財政投融资の中核的推進機関である政府出資法人には財閥金融資本が資本参加し、従来から「国家的独占」と「私的独占」の「癒合」あるいは国家独占資本主義の確立を示す一指標として指摘されてきた<sup>3)</sup>。だが、藤田武夫教授の先駆的業績<sup>4)</sup>を除いて、政府出資法人を楨杆とした財政投融资機構と財閥金融資本との総体的関係の解明の試みはこれまでのところみられず、部分的な取扱いに終わっていると言わざるを得ないようである。戦時財政投融资機構が

- 
- 1) 佐藤進「財政投融资」鳥恭彦・林栄夫編『財政学講座』第3巻「日本財政の構造」有斐閣、1964年11月、163ページ。
  - 2) 政府出資法人を楨杆とした戦時財政投融资機構については、拙稿「戦時日本の財政投融资機構と政府出資法人」『経済論叢』第113巻第2・3号参照。
  - 3) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』岩波書店、1951年12月、65ページ。
  - 4) 藤田武夫「戦時下の国家投資」『立教経済学研究』第12巻第2号。

日本に於ける国家独占資本主義の一環として把握され得る為には、まず以下の諸点が統一的に解明される必要があろう<sup>5)</sup>。第一は、国家独占資本主義が資本主義の特定の段階以降にみられる現象である以上、政府出資法人を媒介とした「国家的独占」と「私的独占」の「癒合」が法人の設立の始まる明治中期から終戦に至る全期間にみられる現象であるのか否か、また「癒合」の内容に何の変化も生じなかったのか否か、ということである。第二は、「国家的独占」と「私的独占」との「癒合」が政府出資法人あるいは特殊会社形態を媒介とした必然的根拠を問うことである。第三は、政府出資法人を媒介として「国家的独占」と「私的独占」が「癒合」することによって、法人を槓杆とする戦時財政投融资にどのような影響を及ぼしていたのか、ということである。第四は、「癒合」がすぐれて財政金融的現象である財政投融资の中核的推進機関としての政府出資法人を媒介とする以上、「国家的独占」と「私的独占」の金融的力能相互にどのような関係が存在し、戦時財政投融资をどのように規定していたのか、ということである<sup>6)</sup>。以上の諸点のうち、第一・二点を第Ⅰ節、第三点を第Ⅱ節、第四点を第Ⅲ節に於いて各々取扱うことにしたい。

## I 政府出資法人と財閥金融資本の資本参加

戦前の政府出資法人の重要な特徴として、財閥金融資本の資本参加を挙げることができよう。もちろん、これは全ての政府出資法人にみられる現象ではない。物資統制・重化学工業・資源開発・植民地開発・軍需金融関係の特定の法人に集中している。恩給金庫・庶民金庫・農地開発営団・国民更生金庫のような社会政策的なものや農林水産・中小企業関係法人に対しては財閥金融資本は出資していないが、この種の法人は戦前政府出資法人全体の中では少数である。また、財閥金融資本の資本参加は戦前政府出資法人の重要な特徴として否定し得ない事実であるが、最初の政府出資法人日本銀行が設立された明治15年から

5) 戦時財政投融资機構の形成と日本に於ける国家独占資本主義確立との関連についての積極的な歴史的理論的展開は今後の課題としたい。

6) 藤田教授の分析は、この点の充分な解明が行われていない為に不充分であると考えられる。

第1表 政府出資法人の大株主一覧表

(単位: 株、%)

法人名	設立年月	総株数	株主名	持株数	持株率	株主名	持株数	持株率
台湾銀行 (昭和20年9月現在)	明 32. 9	600,000	大 藏 大 臣	2,500	0.4	戦時金融金庫	19,160	3.2
			日本勸業銀行	15,400	2.6	彰化銀行	18,800	3.0
			内 藏 頭	30,264	5.0	愛知合同無尽(株)	12,580	2.1
			台湾商工銀行	25,004	4.2	貝塚栄之助	11,640	1.9
			台湾貯蓄銀行	22,620	3.8	岐阜合同無尽(株)	10,282	1.7
満鉄 (昭和20年6月現在)	明 40. 4	28,000,000	大 藏 大 臣	14,000,000	50.0	北 陸 銀 行	78,502	0.3
			満洲国経済部大臣	1,000,000	3.6	明 治 生 命 保 險	78,250	0.3
			満洲国諸金部	500,000	1.8	静 岡 銀 行	70,600	0.3
			交友会々員共有	348,917	1.2	郵便年金積立金	70,300	0.3
			安 田 銀 行	194,567	0.7	第 一 徴 兵 保 險	70,000	0.3
			朝 鮮 銀 行	150,000	0.5	第 一 生 命 保 險	65,100	0.2
			日本勸業銀行	129,190	0.5	帝 國 銀 行	59,100	0.2
			帝国生命保険	127,730	0.5	内 藏 頭	56,250	0.2
			富国徴兵保険	110,000	0.4	四 国 銀 行	50,000	0.2
			安田貯蓄銀行	81,700	0.3	住 友 銀 行	70,699	0.3
			簡易生命保険積立金	79,910	0.3	千代田生命保険	99,110	0.4
朝鮮銀行 (昭和19年6月現在)	明 42. 12	800,000	日 本 政 府	15,000	1.9	朝 鮮 信 託	33,556	4.2
			内 藏 頭	5,200	0.7	朝 鮮 商 業 銀 行	17,800	2.2
			朝鮮金融組合連合会	49,958	6.2	朝 鮮 総 督 府	15,000	1.9
			朝 興 銀 行	40,044	5.0	日 本 勸 業 銀 行	12,300	1.5
			内 藏 頭	18,000	1.5	郵便年金積立金	20,500	1.7
			朝鮮貯蓄銀行	96,250	8.0	日 本 勸 業 銀 行	69,120	5.8

朝鮮殖産銀行 (昭和20年8月現在)	大 7. 11	1,200,000	朝鮮信託	52,070	4.3	朝鮮金融組合連合会	47,792	4.0
			埼玉銀行	26,000	2.2	簡易生命保険積立金	23,000	1.9
			明治生命保険	12,000	1.0	第四銀行	21,150	1.8
滿洲電信電話(株) (昭和20年10月現在)	昭 8. 8	4,000,000	日本政府	330,000	8.3	第一徴兵保険	33,460	0.8
			滿洲国政府	120,000	3.0	野村信託	30,000	0.8
			日本放送協会	75,000	1.9	千代田生命保険	27,000	0.7
			朝鮮銀行	69,000	1.7	安田生命保険	24,000	0.6
			滿洲興業銀行	63,879	1.6	日本生命保険	24,000	0.6
			簡易生命保険	35,100	0.9	郵便年金積立金	21,000	0.5
			第一生命保険	33,250	0.8	明治生命保険	21,000	0.5
日本製鉄(株) (昭和9年1月現在)	昭 9. 1	7,194,320	日本政府	5,683,900	79.0	東洋製鉄	277,620	3.9
			釜石鉱山	459,880	6.4	九州製鋼	144,080	2.0
			三菱製鉄	341,140	4.7	富士製鋼	55,460	0.8
			輪西製鉄	232,240	3.2			
台湾拓殖(株) (昭和11年11月現在)	昭 11. 11	1,200,000	日本政府	—	—	滋賀無尽	—	—
			三菱本	—	—	住友本社	—	—
			愛久沢	—	—	東洋拓殖(株)	—	—
			三井本	—	—	台湾銀行	—	—
			戰時金融金庫	—	—	台湾製糖	—	—
			大日本無尽	—	—	安田銀行	—	—
明治製糖	—	—						
南洋拓殖(株) (昭和20年9月現在)	昭 11. 11	400,000	南洋庁	210,920	52.7	三井鉱山	10,000	2.5
			南洋興発社	21,290	5.3	東洋拓殖(株)	10,000	2.5
			三井本	20,000	5.0	日本郵船	10,000	2.5

			三 菱 本 社	13,000	3.3			
満洲拓殖公社 (昭和20年8月現在)	昭 12. 8	2,600,000	日 本 政 府	1,100,000	42.3	三 井 本 社	50,000	1.9
			満 洲 国 政 府	1,100,000	42.3	三 菱 本 社	50,000	1.9
			満 洲 鉄 道	200,000	7.7	住 友 本 社	25,000	1.0
			東 洋 拓 殖(株)	75,000	2.9			
帝國燃料興業(株) (昭和13年1月現在)	昭 13. 1	2,000,000	日 本 政 府	1,000,000	50.0	三 井 鉱 山	47,000	2.4
			日 本 石 油	61,700	3.1	三 井 物 産	47,000	2.4
			三 菱 本 社	60,000	3.0	三 井 本 社	46,000	2.3
			三 菱 鉱 業	50,000	2.5	日 本 窒 素 肥 料	40,000	2.0
			住 友 本 社	50,000	2.5	北 海 道 炭 鉱 汽 船	30,000	1.5
北支那開発(株) (昭和20年8月現在)	昭 13. 11	8,860,000	大 藏 大 臣	5,085,000	57.4	満 鉄	200,700	2.3
			三 井 本 社	132,640	1.5	三 菱 本 社	100,180	1.1
			住 友 本 社	74,680	0.8	関 東 配 電(株)	66,630	0.8
			関 西 配 電(株)	47,650	0.5	戦 時 金 融 金 庫	46,680	0.5
			中 部 配 電(株)	41,700	0.5	住 友 鉱 業	40,000	0.5
			日 本 送 電(株)	39,650	0.4	日 鉄	34,000	0.4
			三 菱 鉱 業	31,500	0.4	日 本 生 命 保 険	31,100	0.4
			東 北 配 電(株)	30,180	0.3	三 菱 重 工 業	30,000	0.3
中支那振興(株) (昭和20年9月現在)	昭 13. 11	3,014,820	大 藏 大 臣	2,014,820	66.8	恩 賜 財 団 軍 人 援 護 会	11,771	0.4
			三 井 物 産	39,000	1.3	明 治 生 命 保 険	11,550	0.4
			三 菱 本 社	23,040	0.8	三 菱 鉱 業	10,500	0.3
			住 友 金 属 鉱 業	20,000	0.7	三 菱 重 工 業	10,000	0.3
			三 井 鉱 山	19,900	0.7	住 友 鉱 業	10,000	0.3
			日 鉄	16,000	0.5			

大日本航空(株) (昭和14年8月現在)	昭 14. 8	2,000,000	政 府	745,000	37.3	三 菱 重 工 業	40,620	2.0
			蔭 田 明	100,000	5.0	通 信 共 済 組 合	25,000	1.3
			戦 時 金 融 金 庫	41,820	2.1			
日 本 石 炭(株) (昭和19年現在)	昭 15. 6	2,000,000	大 蔵 大 臣	1,000,000	50.0	古 河 鋳 業	40,400	2.0
			三 菱 鋳 業	126,200	6.3	明 治 鋳 業	40,400	2.0
			三 井 鋳 山	99,900	5.0	三 菱 商 事	39,800	2.0
			北 海 道 炭 鋳 汽 船	70,600	3.5	貝 島 炭 鋳	37,800	1.9
			三 井 物 産	59,900	3.0	字 部 興 産	35,300	1.8
日 本 肥 料(株) (昭和28年8月調)	昭 15. 7	3,000,000	大 蔵 大 臣	500,000	16.7	日 新 化 学 工 業	32,200	1.1
			農 林 中 央 金 庫	1,660,000	55.3	字 部 興 産	28,060	0.9
			全 国 農 業 会	275,160	9.2	日 本 飼 料 統 制	20,000	0.7
			三 菱 商 事	73,260	2.4	南 洋 拓 殖(株)	12,980	0.4
			日 産 化 学 工 業	59,850	2.0	三 菱 化 成 工 業	10,780	0.4
			三 井 物 産	54,840	1.8	多 本 製 作 所	10,130	0.3
			昭 和 電 工	48,380	1.6	東 亜 合 成 化 学	10,060	0.3
			東 洋 高 圧 工 業	45,800	1.5	中 央 水 産 業 会	10,000	0.3
			電 気 化 学 工 業	32,320	1.1	東 洋 興 発	9,000	0.3
日本輸出農産物(株) (昭和15年7月現在)	昭 15. 7	200,000	大 蔵 大 臣	100,000	50.0	北 海 道 信 用 購 買 組 合	32,000	16.0
			三 井 物 産	30,000	15.0	連 合 会	8,000	4.0
			三 菱 商 事	30,000	15.0	全 購 連		
樺 太 開 発(株) (昭和20年9月現在)	昭 16. 7	1,000,000	樺 太 庁 長 官	500,000	50.0	北 海 道 拓 殖 銀 行	20,000	2.0
			東 洋 拓 殖(株)	220,000	22.0	大 阪 商 船	14,060	1.4
			王 子 製 紙	100,000	10.0	三 井 本 社	10,000	1.0
			三 菱 鋳 業	50,000	5.0	樺 太 石 炭	10,000	1.0

			三井鉱山	40,000	4.0			
帝国石油(株) (昭和16年9月現在)	昭 16. 9	200,000	政 府 三 井 物 産	100,000	50.0	三 菱 本 社 住 友 本 社	—	—
戦時金融金庫 (昭和17年4月現在)	昭 17. 4	3,000,000	日 本 政 府 日 本 興 業 銀 行 日 本 証 券 取 引 所 帝 国 銀 行	2,000,000 97,700 75,810 61,050	66.7 3.3 2.5 2.0	三 菱 銀 行 三 和 銀 行 安 田 銀 行 住 友 銀 行	60,000 34,000 33,500 30,170	2.0 1.1 1.1 1.0
交 易 営 団 (昭和18年6月現在)	昭 18. 6	3,000,000	日 本 政 府 日 本 交 易 協 会 日 本 綿 糸 布 輸 出 組 合 三 井 物 産 三 菱 商 事 日 本 織 維 製 品 (株) 東 洋 綿 花 日 綿 実 業	2,500,000 88,505 78,680 31,000 28,000 13,000 10,000 9,000	83.3 3.0 2.6 1.0 0.9 0.4 0.3 0.3	大 建 産 業 江 商 浅 野 物 産 朝 鮮 交 易 日 本 雜 貨 交 易 日 本 生 糸 輸 出 組 合 横 浜 正 金 銀 行	8,500 7,620 6,000 5,000 5,000 5,000 5,000	0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2

注(1) 増資の際は株主割当がほとんどであったから、設立以降株主構成の大幅な変動がなかったものと考えて差支えなからう。

(2) 台湾拓殖(株)、帝日石油(株)の持株数、持株率は不明。

(3) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1954年3月より作成。

終戦に至るまで、その内容に全く変化がなかったのではない。ある時期から重要な変化が見られる。第1表に示すように、それは法人の設立が本格化する昭和11年からである。

昭和11年を境とする著しい変化の第一は、それ以前には財閥金融資本の資本参加が傘下の銀行・生命保険会社等の金融機関によって行われているのに対して、それ以後は財閥本社及び直系巨大企業が直接資本参加していることである。これは、戦前日本資本主義の帝国主義的進出の最も重要な地域であった中国東北部及び北部に於ける統制的開発の推進機関となった満鉄と北支那開発(株)の大株主の構成を比較すれば、一目瞭然であろう。明治40年4月に設立された前者には財閥金融資本の傘下の機関にすぎない安田・帝国・住友銀行等の金融機関が出資しているのみであるが、昭和13年11月に設立された後者には、三井・三菱・住友の各財閥本社や三菱・住友鉱業のような直系大企業が出資している。11年前後を境に、財閥金融資本の出資動機には明らかな変化が窺われよう。

これはもう一つの変化、すなわち、財閥金融資本の持株率が11年以降大きくなってくること、特に少数巨大財閥への集中化傾向が現われてくる、ということの中にも看取しうることである。三井・三菱両財閥の持株率を合計すると、日本輸出農産物(株)の30.0%を最高に、樺太開発(株)20.0%、日本石炭(株)19.8%、帝国燃料興業(株)14.1%、南洋拓殖(株)13.3%に達する。政府の持株率が大体50%であることを考慮すれば、民間株の三井・三菱両財閥への集中率は30~40%に達すると言えよう。11年以前に設立された法人の場合には、日鉄を例外として、特定財閥系金融機関による株式集中がなく、全体として株式分散化傾向が見られることと対照的である。

もちろん、11年以降においても特定少数巨大財閥金融資本による株式集中が必ずしも全体の法人に共通する現象ではなく、むしろ民間株の分散化傾向の方が多数を占める。しかし、大株主の構成を比較すると、11年以前には財閥系金融機関よりも中小金融機関・特殊銀行・庶民金融機関の方が多いのに対して、

この時期になると大株主の大半が財閥金融資本に独占されている。昭和11年以降、財閥金融資本の政府出資法人への資本参加が本格化し、少数巨大財閥金融資本への株式集中化傾向が見られると言えよう。

ところで、11年以降資本参加が本格化する根拠を、戦時投資リスクを国家に転嫁し、安定的投資収益を獲得する為の株式所有にのみ求めることはできないであろう。確かに、民間株に対する配当は、一定率に達するまで政府株に対する配当免除、配当補給金の供与等によって政府が保証していた。また第2表から、東洋拓殖(株)・日鉄・台湾銀行・北海道拓殖銀行・蚕糸統制(株)の一部を除いて、民間株に対しては政府株無配当あるいは後配によって一定率の配当が実際に保証されていたことが解る。さらに、株式引受に際して、各財閥金融資本が配当保証の有無を問題とし、配当保証を確認してはじめて株式引受に応じ

第2表 政府出資法人の利益配当率 (昭和19年度)

配当区分		法人数	法人名
欠損のもの		5	満拓, 南発, 農地開発, 産業設備営団, 医療団
政府	民間		
無配当	無配当	4	庶民, 更生, 住宅, 大日本育英
〃	3分	2	商工中金, 日南
〃	3分6厘	1	農林中金
〃	4分	2	交易営団, 輸出農産
〃	5分	3	帝石, 戦金, 日本証券
〃	5分5厘	1	恩給金庫
〃	6分	8	帝燃, 北支那, 中支那, 鉦発, 航空, 日炭, 東北, 中央食糧
3分	5分	1	肥料
4分 <sup>4</sup> / <sub>3</sub> 厘	8分	1	満鉄
6分	6分	1	蚕糸統制
7分	7分	4	東拓, 日鉄, 台銀, 北拓

注 藤田武夫, 前掲論文, 114-5ページ。

た事例もある<sup>7)</sup>。だが、配当保証の有無のみでは11年を境とする財閥金融資本の本格的な資本参加の開始を説明するのは困難である。11年以前の設立になる政府出資法人においても配当が保証されていたのであるから。単なる戦時投資リスクの転嫁ではなく、この時期に財閥金融資本が政府出資法人への資本参加を本格化する重要な意義が存在したと考えるべきであろう。

その第一は、資本参加が重化学工業、技術・資源開発、植民地開発、軍需金融関係法人に集中していることから解るように、財閥金融資本が自己の直接支配下にある資金と国家財政資金・公信用及び社会的資金を一体化して、重化学工業部門への一層の進出、戦略的諸資源の開発、植民地・占領地域への帝国主義的進出を図る為の中枢に政府出資法人が位置づけられるに至ったものと考えられる。日本に於ける重化学工業化は、第一次大戦中に発展の途につき、中国東北部への侵略開始以降の準戦時・戦時下の軍需の膨張に支えられて達成されたことは周知の通りである。また、中国大陸を中心とする戦前日本の对外投资は、列強資本の一時的後退の間隙をとらえて第一次大戦前後から増大してくる。しかし、中国東北部に於ける満鉄を中心とするものを除けば、民間資本による对中国経済的投資は上海・天津等の租界地を主とし、相対的に改良された機械設備でもって低廉な現地人労働者を雇用する紡績業が中心であった<sup>8)</sup>。重化学工業化に伴う石炭・鉄鉱石・非鉄金属・工業塩等の重要諸資源の開発を目的とする对中国投資が本格化するのは昭和10年前後からである<sup>9)</sup>。円滑な開発の為には、鉄道・道路・電力・電信電話等の社会資本建設をはじめとする膨大な長期資金が必要なことは言うまでもなからう。そのうえ、これらの諸資源は軍事的支配が貫徹しにくい「奥地」に賦存している。戦禍による既存の社会資本・諸設備の破壊に加えて、反日・日貨排斥運動が高まっていたことは周知の通りである。

他方、この時期には金融市場は景気回復に伴う産業資金需要の増大と巨額の

7) 例えば、中支振興(株)の場合である(野田経済研究所『戦時下の国策会社』1940年5月, 624ページ)。

8) 井上晴丸・宇佐美誠次郎, 前掲書, 80-81ページ。

9) 对中国投資と政府出資法人との関係の詳細な検討は別稿に於いて行う予定である。

軍事公債消化の為の資金需要との競合により逼迫状況を呈してくる。これは国債消化率の悪化として現われ、「臨時資金調整法」にはじまる直接的な金融統制体制への移行の契機となる。このような状況下に於いて、財閥金融資本が国家の金融的力を占有する形態としての政府出資法人に新たな意義が付与され、上記のような11年以降の本格的な資本参加として現われたものと考えられよう<sup>10)</sup>。その中でもとくに巨額の大家零細資金を集積・集中していた大蔵省預金部資金を産業資金・帝国主義的対外投資資金として占有する為には、政府出資法人を媒介とせざるを得ない特別の事情があったのである。

預金部が大正14年の改組によって「近代的」な制度としてはじめて確立されるに至ったことは周知の通りである。改組の直接の契機は、第一次大戦前後から増大してきた産業資金・帝国主義的対外投資資金の融通を主要な原因とする不良貸の増大であった<sup>11)</sup>。このために、従来大蔵大臣の自由裁量下にあった資金の運用は、「預金部資金運用委員会ニ諮問シ有利且確實ナル方法ヲ以テ国家公共ノ利益」(「預金部預金法」第四条)の為に行うべきことが規定され、さらに運用方法及び対象が「預金部資金運用規則」第一条によって具体的に以下のように制限されたのである。

- 一 国債又ハ地方債ノ応募、引受又ハ買入
- 二 一般会計又ハ特別会計ニ対スル貸付
- 三 特別ノ法令ニヨリ設立セラレタル会社ノ発行ニ係ル社債又ハ産業債券ノ応募、引受又ハ買入
- 四 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニシテ社債ヲ発行セサルモノニ対スル貸付
- 五 外国政府ノ発行ニ係ル国債ノ応募又ハ買入
- 六 日本銀行ニ対スル在外指定預金

(傍点一引用者)

すなわち、預金部資金の民間への融資は「特別ノ法令ニヨリ設立セラレタル」

10) 寺尾晃洋『改訂独立採算制批判』法律文化社、1972年1月、247-8ページ。

11) 中津海知方『預金部秘史』東洋経済出版部、1928年3月、224ページ。

会社ないし銀行を介する間接的な融資とすべきことが明確に規定されていたのである。政府出資法人は特別立法により設立され、発行する社債の元利支払が政府によって保証され、「国策」遂行機関であり、「有利且確實」・「国家公共ノ利益」という条件を充分満たすものである。債券を発行し得る特殊銀行に対する融資が禁止されたのは、従来の不良貸が日本興業銀行・台湾銀行等の特殊銀行を媒介としていたからであるが、これは昭和14年12月の「預金部資金運用規則」の一部改正によってようやく解除される。したがって、恐慌時の救済融資を除けば、大正14年の改組から政府出資法人の設立が急増し始める昭和11年までの約10年間は、預金部資金の民間への融資は満鉄・東洋拓殖(株)等の既存の政府出資法人を媒介とするものに限られていたのである。

ところが、預金部資金は、地方中小銀行が巨額の預金引出しに直面した昭和金融恐慌時でさえも国家信用を背景とする郵便貯金の増大によって、昭和10年末には全国銀行預金総額129億1千万円の34.63%、普通銀行預金総額98億73百万円の45.28%に相当する44億71百万円もの巨額に達していた。財閥金融資本が政府出資法人に資本参加することは、法人を媒介としてこの巨額の預金部資金を占有し得る地位を獲得することを意味していたと言っても過言ではなからう<sup>12)</sup>。この点は、さらに後述する。

資本参加が本格化する第二の意義は、昭和11年以降急増する統制的開発・物資統制機関としての政府出資法人の経営＝統制に、財閥金融資本が資本参加を通じて「資本主義的所有＝経営の原則」に基づく合法的参加を図ったものと考えられる。

統制的開発機関としての台湾拓殖(株)・南洋拓殖(株)・満洲拓殖公社・北支那開発(株)・中支那振興(株)・樺太開発(株)・帝国石油(株)・帝国燃料興業(株)等による開発の「統合調整」は、資金・物資・資源＝鉱区の配分及び社会資本建設を主な手段としていた。資金は多額の政府出資の他に、民間株に対す

12) 昭和11年以降預金部資金の産業資金への運用は急増するが、運用全体に占める割合が国債への運用と比べて必ずしも大きくない為に、この点にあまり注意が払われていないようである。この問題の詳細な検討は別稿に於いて行う予定である。なお、前掲拙稿73ページ参照。

る配当保証，払込資本金の数倍から十数倍に達する社債の発行限度の承認とその元利支払の政府保証，預金部による引受及び買入等の資金調達の特典によって，政府出資法人に集中的に動員されていた。また，開発は「外地」を主な対象地域とし，資金は「内地」からの物資購入資金が中心である。戦時物資統制下に於いて，「国策会社」としての政府出資法人が優先的に物資割当を受け得たことは言うまでもなからう。「外地」に於ける開発対象は戦略物資である石炭・鉄鉱・非鉄金属・工業塩等である。これらの諸資源の埋蔵されている地域＝鉱区の開発会社への配分，採掘された鉱物・建設諸資材の運送や動力源として鉄道・港湾・道路・電力等の社会資本建設の地域的配分と，資金・物資の配分を一体として開発の「統合調整」が行われようとしたのである。

これは，第3表に示すように，政府出資金の全額あるいはそれに近い額が現物出資であり，資本金の約半額を占めていることから窺われる。現物出資の内容は接收した工場，鉱山，土地，山林原野，鉄道諸施設であった。

このような政府出資法人を挺子とする統制的開発方式の採用は，資金調達等の問題を別とすれば，満鉄による中国東北部開発の「成功」あるいは「実験」が一つの促進要因となったであろう。だが，巨大財閥金融資本にとっては次の点で「失敗」でもあったと言えよう。その第一は，軍部の「反財閥感情」により中国東北部への進出を必ずしも円滑に推進し得なかったことである。その為

第3表 政府による現物出資

(単位千円)

法人名	(A)資本金	政府出資金	(B)うち現物出資	B/(A)
東洋拓殖(株)	10,000	3,000	3,000	30.0%
台湾拓殖(株)	60,000	30,000	30,000	50.0
樺太開発(株)	50,000	25,000	2,500	5.0
中支那振興(株)	150,741	100,741	89,497	59.4
北支那開発(株)	443,000	254,250	228,977	51.7
満鉄	200,000	100,000	100,000	50.0
満洲電信電話(株)	50,000	22,500	22,500	45.0
南洋拓殖(株)	20,000	10,546	10,546	52.7

注 閉鎖機関整理委員会編，前掲書より作成。

に、第二は、満鉄の資金を中国東北部進出の為の資金として必ずしも利用し得なかつたことである。第三は、日産の中国東北部への移駐によって、当該地域に於ける重化学工業開発の特権、重要諸資源＝鉱区及び満鉄による開発の成果を満洲重工業開発(株)一社に独占されたことである。ここに、財閥本社直々の政府出資法人への資本参加によって、法人に集中的に動員された資金・物資・資源＝鉱区及び社会資本の配分＝分割過程に合法的に参加し得る地位の獲得が図られたと考えられるのである。

また物資統制機関として設立された日本石炭(株)・日本肥料(株)・日本輸出農産物(株)・交易営団による統制は、重要物資の直接買入・再販売あるいは移輸出入を主要な手段としていた。需給の統制は価格統制と一体となっていることは言うまでもない。したがって、これら重要物資を生産並びに取扱う財閥金融資本の利潤は、政府出資法人の買入・再販売の価格水準、出荷・生産割当によって規定される。物資統制基準の決定及び遂行機関である政府出資法人への資本参加は、財閥金融資本が「資本主義的所有＝経営の原則」に基づいて合法的に統制過程に参加し、独占利潤を保証する価格水準、出荷・生産割当基準を決定し得る地位を獲得することを意味する。また、生産割当には必要諸資材・資金の配分が結びついているのであり、この配分＝分割過程への参加をも意味することは先に述べた統制的開発関係政府出資法人の場合と同様である。

ところで、政府出資法人への資本参加がその経営＝統制過程への合法的参加を図るものであるとしても、第1表に示した通り、財閥金融資本の持株率は経営＝統制の専制的支配を可能とする程必ずしも大きくない。むしろ、政府の約50%に達する持株率から、政府の絶対的な監督・統制を予想させる。法的にも、業務内容、役員人事、定款の変更、資金調達等に関する政府の大幅な監督・統制権が認められていた。しかし、例えば実際の役員人事の状況を検討する為に、役員全ての政府任命である交易営団の役員とその出身を示すと第4表の通りである。三井・三菱両財閥出身役員は計12人に達し、全体の役員ポスト23の過半数を占めているうえ、総裁が三井出身の石田礼助である。両財閥の交易営団

第4表 交易営団の役員出身一覧表

(昭和19年3月1日現在)

役名	氏名	出身	役名	氏名	出身
総裁	石田礼助	三井	理事	藤田平免	三井
副総裁	有馬長太郎	正金	〃	斎藤吉臣	商工官吏
理事	井出欽弥	〃	〃	斎藤辰之助	三菱
〃	伊藤英三郎	日銀	〃	三浦義秋	外交官吏
〃	加藤徳善	三井	〃	宮崎彦一郎	伊藤忠
〃	吉武徳三	三井	〃	森村武夫	……
〃	谷口精一	……	〃	関進一郎	三井
〃	永野重雄	日銀	〃	杉村広蔵	文部官吏
〃	村上俊雄	三井	監事	吉原隆次	商工官吏
〃	野田雅亮	三井	〃	釘沢一夫	三菱
〃	山崎亀之助	〃	〃	阿部重兵衛	三井
〃	福田廉三	〃			

注 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』1951年3月、550ページ。

への出資率は、三井物産・東洋綿花・三菱商事3社を合計しても僅かに2.2%である。両財閥の出資率からは役員人事の独占を説明し得ない。両財閥の流通部門に於ける独占的地位を背景に、出資率83.3%を基礎とした政府の巨大な人事権と一体となって役員人事の独占が実現されたと考えるべきであろう。役員人事の独占を武器に、実務担当者指定基準として三井物産・三菱商事に実質的に業務の集中を保証する「従来の実績尊重の原則」が採用され、両財閥は価格操作による独占的商業利潤を獲得しうる他位を一層強固にしているのである<sup>13)</sup>。

以上より、財閥本社直々の資本参加及び相対的に多額の出資と政府の巨額の出資を物質的基礎とする監督・統制権とが結びついて、財閥金融資本は政府出資法人の経営＝統制に於ける支配的地位を獲得していたことが明らかであろう。次節では、このことが政府出資法人を挺子とする資金・物資・資源＝鉱区・社会資本の配分にどのような影響を与えていたかについて、資金の配分を中心に検討する。

13) 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』1951年3月、550ページ。

## II 政府出資法人の投融資と財閥金融資本

政府出資法人による資金の配分=分割は、投融資すなわち「金融的過程」を通じて行われ、子会社を媒介とする間接的なものと、子会社を媒介としない直接的なものがある。

まず、後者から検討するが、その典型は戦時金融金庫に見出すことができる。金庫は「戦時=際生産拡充及産業再編等ノ為必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給」（「戦時金融金庫法」第一条）することを目的として昭和17年4月に設立された。資本金3億円、そのうち政府が2億円を出資し、払込資本金の30倍まで政保債を発行し得たうえ、日本銀行・預金部・資金統合銀行から多額の低利資金を借入れていた<sup>14)</sup>。このような国家財政資金及び公信用・中小金融機関の資金の金庫への集中的動員を物質的基礎として、設立から終戦までの僅か3年余の間に、金庫は総額37億6百万円に上る融資を行ったのである。このうち、一般軍需融資としての一般設備運転資金が31億69百万円、全体の85%を占め、その融資先は328社、419口余の広範囲に及んでいた<sup>15)</sup>。一社当たり平均融資額は約960万円である。ところが、第5表に示す通り、5千万

第5表 戦時金融金庫の高額融資先（単位千円）

円以上の融資を受けている僅か15社に17億14百万円、50%余が集中している。

金庫の融資対象企業は(1)軍需産業、生産拡充産業、代用品工業等の国家緊急産業を営む

法人名	金額	法人名	金額
三菱重工業	300,000	交易営団	73,000
住友金属鉱業	250,000	朝日金属	64,000
朝鮮電工	225,000	鐘淵工業	61,316
日鉄	127,500	神鋼兵器	60,000
不二越鋼材工業	127,000	住友化学工業	54,700
朝鮮電業	100,000	日窒化学工業	51,000
住友通信工業	86,250	萱揚製作	51,000
樺太石炭	83,935	計	1,714,701

注 閉鎖機関整理委員会編、前掲書、513-8ページ。

14) 拙稿、前掲論文、76ページ。

15) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1954年3月、513-8ページ。

もの、(2)末働遊休設備を保有するもの、(3)重要物資を貯蔵し、あるいは事業の整備を行なうもの、(4)政府の企業整備方針によって事業整備をなすものとされているが、この条件はほとんどの軍需企業に該当するであろう。特定の少数巨大軍需企業への集中的融資の根拠を金庫の設立目的・軍需金融それ自体に求めることができないのであり、他の要因に求めざるを得ないであろう。

少数巨大軍需企業への集中的融資と軍需生産実績あるいは軍需品納入実績とは、近似的な相関関係を示している。昭和12年9月から21年2月を一会計年度とする日中戦争・太平洋戦争時の臨時軍事費特別会計の支出総額は1553億97百万円に達し、そのうち民間への直接間接の支払分は7割とも9割とも言われている。民間払のうち日本銀行を通じた支払は126億73百万円に達するが、そのうち機械工業会社への支払が60%余、78億61百万円を占めている。これを企業別にみると、第1位が三菱重工業7億53百万円、第2位日鉄1億19百万円、第3位住友金属工業1億18百万円、3社合計9億9千万円、全体の12.6%を占めている<sup>16)</sup>。他方、第5表に示したように、金庫からの融資は三菱重工業が最も多く3億円、第2位住友金属工業2億5千万円、日鉄第4位で1億27百万円、3社合計6億77百万円に達し、一般設備運転資金の20%余を占めている。ここに、金庫の融資基準は「力に応じた、融資あるいは資金の配分=分割であると考えざるを得ないのであり、これは金庫の設立をめぐる「対立」を考察すればなお一層明らかになろう。

戦時金融金庫は金融界全体の一致した賛意のもとに設立されたのではなく、明治後期から産業金融及び軍需金融に実績のある日本興業銀行を中心とする反対を押し切って設立されたのである<sup>17)</sup>。興銀は、同行の命令融資制度の拡充運用により金庫設立の目的を達成し得るにもかかわらず、金庫設立に至った理由を「本行の命令融資運営態度に対する一部の反感から出発したものといえることができる。」<sup>18)</sup>(傍点一引用者)としている。命令融資制度の拡充運用で金庫設立の

16) 大蔵省『昭和財政史』第4巻「臨時軍事費」1955年3月、252-4ページ。

17) 大蔵省『昭和財政史』第11巻「金融(下)」1957年12月、304-7ページ。

18) 日本興業銀行『日本興業銀行五十年史』1957年9月、575ページ。

目的を達成し得たか否かはここでは問題ではない。「一部の反感」がどのような利害関係を背景とするのかということこそが問題である。第6表に示すように、興銀の融資対象は主に新興財閥や新興の軍需企業に集中している。金庫の融資が巨大財閥系軍需企業に集中していることと対比するならば、金庫の設立目的は軍需金融一般の拡充ではなく、金庫に集中的に動員された国家財政資金・公信用・社会的資金を財閥金融資本が力に応じて、配分・分割することにあつたと言っても過言ではなかろう。第1表に示したように、財閥系巨大銀行が金庫の大株主として名を連ねていたことの意義が明らかであろう。因みに、

第6表 主要軍需会社借入金残高

(昭和20年12月末)

会社名	軍需融資額 千円	命令融資額 千円	合計 千円	金融機関名
中島飛行機	141,453	1,935,300	2,076,753	興銀
三菱重工業	1,588,650	—	1,588,650	三菱
住友金属工業	1,041,012	—	1,041,012	住友
東京芝浦電気	891,000	—	891,000	帝国
川西航空機	631,145	172,000	803,145	三和・興銀
川崎重工業	659,884	—	659,884	帝国
三菱電気	455,364	—	455,364	三菱
日本発送電	445,550	—	445,550	興銀
大同製鋼	416,353	7,200	423,553	〃
日本鋼管	433,013	—	433,013	安田
愛知飛行機	316,173	104,900	421,073	興銀
日本国際航空	250,225	130,200	380,425	〃
帝国鋳業開発	373,044	—	373,044	〃
日本曹達	100,737	271,015	371,752	〃
日本製鉄	359,959	—	359,959	〃
日立航空機	124,935	162,500	287,435	〃
三菱化成	277,761	—	277,761	三菱
日立製作所	277,600	—	277,600	興銀
三井鉱山	259,763	—	259,763	帝国
古河電気工業	259,763	—	259,763	〃

注 (1)借入金のおきなものより20社を載録。(2)日本銀行調査局『満州事変以後の財政金融史』附録統計表3-第4表。

金庫の初代総裁は住友財閥の筆頭重役小倉正恒であった<sup>19)</sup>。

政府出資法人に集中的に動員された資金の子会社を媒介とした配分=分割の典型は、帝国燃料興業(株)に見出すことができる。子会社及びその株主構成は第7表の通りである。帝国燃料興業(株)の出資率あるいはそれに「満洲国」政府出資分を加えれば、大半の子会社に於いて50%余りを占めている。この他に、帝国燃料興業(株)はこれらの子会社に対して19年末までに2億92百万円の融資を行っているのである。つまり、子会社合弁設立の件数に応じて、各財閥金融資本は人造石油部門への進出に要する資金の配分を受けているのである。

子会社の共同設立に参加した民間資本は、新旧の財閥金融資本によって占められている。だが、その中でもとくに三井・三菱両財閥が共同設立に参加している子会社が相対的に多い。昭電・日窒・日産等が1乃至2社にすぎないのに対して、三井が5社、三菱が4社の子会社共同設立に参加している。多数の子会社共同設立に参加することは、一方で多額の資金配分に与かり得るが、他方

第7表 帝国燃料興業(株)の子会社と主要な民間株主 (昭和19年4月1日現在)

子会社名	資本金 千円	当 引 受 率 %	主要な民間株主と持株率(カッコ内)
北海道人造石油	70,000	51	三井(14), 北炭(1), 三菱(4), 住友(4)
日本油化工業	10,000	50	昭電(20), 鐘紡(9)
尼ヶ崎人造石油	30,000	50	尼鉄(8), 日石(8)
宇部油化工業	50,000	40	宇部興産(8)
日産液体燃料	15,000	50	満洲投資証券(8)
三池石油合成	50,000	50	三井(8)
樺太人造石油	40,000	75	王子(10), 三菱(5), 三井(4)
三菱石炭石油化工業	20,000	50	三菱(8)
朝鮮人造石油	90,000	50	日窒(8)
吉林人造石油	200,000	35	満洲国(8), 日窒(8)
満洲人造石油	50,000	35	満洲国(8), 満鉄(8)
満洲合成燃料	100,000	26	満洲国(8), 三井(8)
石油共販会社	20,000	10	日石(8), 三菱(1), 三井(7)

注 大蔵省『昭和財政史』第12巻「大蔵省預金部・政府出資」1962年3月, 683ページ。

19) 前掲『昭和財政史』第11巻, 307ページ。

でそれだけ出資の為の資金負担が強まることは当然である。三井・三菱等の旧財閥は新興財閥に遅れて重化学工業部門に進出したが、それに伴って従来の閉鎖的な内部資金に依存した資金調達限界が露呈し、昭和10年前後から傘下の有力企業・財閥本社の株式会社形態への改組・株式公開による社会的資金の導入が図られたことは周知の通りである<sup>20)</sup>。だが、戦時金融統制下において、傘下に有力な金融機関を擁した両財閥の金融的力能が益々増大していったことは後に示す通りである。帝国燃料興業(株)への資本参加及び子会社共同設立を通じて、帝国燃料興業(株)に集中的に動員された国家財政資金・公信用・社会的資金の独占的配分=分割を可能とした物質的基礎が、財閥金融資本の巨大な金融的力能にあったと言えよう。

ところで、子会社の資本規模をみると、帝国燃料興業(株)・「満洲国」及び日窒の共同設立になる吉林人造石油の資本金が、他の子会社と比べて特に大きいことに気がつく。本社は、「北満」の豊富な石炭を原料にして、石炭の直接液化法によるガソリンの製造を目的として設立されたものである。この液化技術は、昭和14年の夏に、野口系朝鮮石炭工業会社が徳山の海軍燃料廠の協力を得て完成したものである<sup>21)</sup>。結局、終戦に至るまで、人造石油の製造技術の開発に成功したのは日窒の石炭直接液化法のみであった。ドイツのルール・ヘミー社から技術導入されたフィッシャー法による人造石油製造は、ドイツの第二次大戦への突入によって機械設備の輸入が不可能となり、失敗に帰した。

日窒も金融の逼迫してくる昭和10年代に入ると、傘下に有力な金融機関を擁しない他の新興財閥と同様に、三菱銀行や興銀への従属傾向が現われはじめる。日窒は卓越した技術開発力なくして子会社を媒介とした巨額の資金配分に与り得なかったであろう。しかも、日窒は資金の優先的配分を受けているだけではない。吉林人造石油は、満炭と共同で設立された紆蘭炭鉱会社による原料炭の供給、吉林鉄道による炭鉱から工場までの運搬が保証されていたのである。そ

20) 紫垣和夫『日本金融資本分析』東大出版会、1965年9月、434-5ページ。

21) 野田経済研究所、前掲書、501ページ。

れゆえに、「吉林人造石油は将来満洲に於ける野口系の本拠」<sup>22)</sup>になるであろうと、当時多大の期待を寄せられていたのである。また、帝国燃料興業(株)と日窒との共同設立になる朝鮮人造石油の資本金が満洲合成燃料に次いで第3位の規模であることも、このような事情を反映するものであろう。

以上より、政府出資法人を楨杆とした財政投融资は、政府出資法人に集中的に動員された資金とそれを中心とする物資・資源=鉱区・社会資本の財閥金融資本相互に於ける「力」に応じた、あるいは「開発能力」に応じた、配分=分割であることが明らかになったであろう。これは政府出資法人への集中的な資金動員が財閥金融資本の巨大な金融的力能に依存していたことと密接な関連を有する。この点の検討が次節の課題である。

### III 政府出資法人の資金調達と財閥金融資本の金融的独占

政府出資法人の資金調達の中心的手段は、払込資本金の数倍から十数倍に達する発行限度及び元利支払の政府保証を与えられた社債であった。社債は、日本興業銀行を幹事銀行とする社債引受シンジケート団、大蔵省預金部、簡易保険局、貯金保険局、「外地」金融機関等によって引受けられていた。ここで問題とすべきはシンジケート団引受の場合である。

シンジケート団引受の社債は、財閥金融資本の資本参加の著しい特定の政府出資法人、すなわち物資統制、資源・技術開発、植民地・占領地域開発関係法人発行のものに限定されていた。昭和11年から20年8月までの間に発行された社債のうち、シンジケート団引受の割合を示せば第8表の通りである。移民業務を主とする満洲拓殖公社の場合を除いて、シンジケート団が社債引受業務をほぼ完全に独占していることが解る。シンジケート団構成の金融機関は、引受時期及び引受対象によって若干の変動があるが、日本興業・朝鮮・台湾・横浜正金の各特殊銀行、第一・三井・三菱・第百・安田・住友・三和・神戸の各銀行、三井・三菱・安田・住友・三和の各信託会社を主要なメンバーとしていた。社債による巨額の社会的資金調達はシンジケート団構成金

22) 同上、502ページ。

第8表 政府出資法人発行の社債に占めるシ団引受の割合

法人名	(A)発行高 千円	(B)シ団引受高 千円	(B)/(A)
満鉄	2,661,000	2,215,000	83.2%
北支那開発(株)	2,232,350	1,995,000	89.4
日鉄	1,210,000	1,210,000	100.0
満洲拓殖公社	986,000	403,000	40.9
東拓	699,504	553,000	79.1
帝国燃料興業(株)	598,000	560,000	93.6
中支那振興(株)	388,000	378,000	97.4
帝国鉱業(株)	320,000	285,000	89.1
帝国石油(株)	135,000	135,000	100.0
国際電気通信(株)	130,000	129,000	99.2
日本石炭(株)	105,000	100,000	95.2
台湾拓殖(株)	70,000	55,000	78.6
南洋拓殖(株)	51,665	50,000	96.8
樺太開発(株)	45,000	40,000	88.9
大日本航空(株)	40,000	40,000	100.0
計	9,671,519	8,148,000	84.2

注 日本興業銀行『社債一覽』1970年3月より作成。

融機関の巨大な金融的力能に依存していたのであり、以下では財閥系巨大銀行が戦時金融統制下に於いてどのようにその金融的力能を巨大化していったかについて検討する。

わが国の銀行集中は、昭和金融恐慌及び世界恐慌期に頂点に達し、さらに準戦時・戦時期に「一県一行主義」に象徴される金融統制によって強制的な合併が行われた。同時にこの過程は大銀行の独占的地位が確立されてゆく過程であるが、大銀行による地方中小銀行の本格的な吸収合併・支店化は昭和10年代後半になってからである(第9表参照)。中小零細銀行の淘汰・合同、低金利政策の地方への浸透、戦時金融統制を背景に、大銀行による中小銀行の営業譲受・吸収合併、さらに三井・第一、三菱・第百にみられる大銀行相互の合同が行われたのである。

このような中小銀行の吸収合併、大銀行相互の合同を基礎に、財閥系巨大大

第9表 大銀行による中小銀行の吸収合併・営業譲受 (昭和1年~20年8月)

銀行名	被合併・譲渡銀行(カッコ内、年月)
三井銀行	西脇銀行(16.10), 第一銀行(18.3), 三池銀行(18.11), 十五銀行(19.8)
第一銀行	東海銀行(2.4), 古河銀行(6.8), 渡辺銀行(13.2), 国際信託銀行(14.10), 麻布銀行(16.9), 鉄業銀行(16.9)
三菱銀行	森村銀行(4.5), 金原銀行(15.10), 東京中野銀行(17.4), 第百銀行(18.3)
安田銀行	毛利銀行(3.6), 京都大内銀行(18.3), 日本昼夜銀行(18.4), 日本信託銀行(18.12), 昭和銀行, 第三銀行(19.8)
住友銀行	久留米銀行(2.12), 昭和銀行(4.12), 和歌山倉庫銀行(6.11), 佐賀百六銀行(16.9), 三州平和銀行, 豊前銀行(18.12), 池田実業銀行, 阪南銀行(20.7)
三和銀行	更池銀行, 辻林銀行, 河原銀行, 乙訓銀行, 山城八幡銀行(㉦), 尾州銀行(㉧) 阪南銀行(㉨), 大和田銀行, 大同銀行, 三和信託(㉩)

注 (1)営業一部譲受, 新立合併, 対等合同を含む

(2)三井銀行『三井銀行八十年史』1957年11月, 第一銀行『第一銀行史』上, 下, 1957年12月—1958年7月, 三菱銀行『三菱銀行史』1954年8月, 安田銀行『安田銀行六十年誌』1940年9月, 住友銀行『住友銀行史』1955年11月, 三和銀行『三和銀行史』1954年3月より作成。

第10表 大銀行の預金・貸出の集中状況

(単位百万円)

	年末	三菱	第一	三井	安田	住友	三和	(A)小計	(B)普通銀行総額	(A)/(B)
預 金	昭元	328	390	455	622	435	—	2,230	9,178	24.2%
	5	623	627	666	590	680	—	3,186	8,733	36.4
	10	730	913	796	832	952	1,114	5,337	9,873	54.0
	15	1,725	2,195	1,589	2,349	2,445	2,588	12,891	24,389	52.8
	20	12,179	帝国	13,319	13,998	10,617	10,281	60,394	103,227	58.5
貸 出	昭元	195	314	374	587	315	—	1,785	8,545	20.8
	5	319	379	436	456	419	—	2,009	6,818	29.4
	10	294	448	451	578	522	494	2,787	6,121	45.5
	15	935	1,410	1,045	1,473	1,612	1,377	7,852	13,553	57.9
	20	9,202	帝国	14,332	11,000	8,109	6,793	49,436	60,003	82.3

注 同上。

行の金融的力能が急速に巨大化し、預金・貸出の独占的支配として現われてくることは第10表に示す通りである。六大銀行（あるいは五大銀行）の預金額は、昭和10年末の53億37百万円から15年には2倍余の128億91百万円、20年には約14倍の603億94百万円に達している。普通銀行全体の預金総額に占める割合も、昭和元年の24.2%から、中小銀行が預金引出しに直面した金融恐慌・世界恐慌期にも大幅に増大し、昭和10年には50%を超えるに至っている。このような預金の独占的集中は、軍事公債の日銀引受発行及び軍事支出を通じた膨大な日銀信用・財政資金の先行的投入を客観的条件とし、さらに財閥系巨大銀行としての社会的信用、財閥系巨大軍需企業との金融的結びつきを基礎としていることは周知の通りである。他方、貸出額それ自体も急増しているが、普通銀行全体に占める割合がそれ以上に急激に増大している。昭和初年から10年頃までは、財閥系巨大銀行の貸出が占める割合及びその増大傾向は預金の場合と大体近似した傾向を示している。だが、10年以降はその割合を急増し、10年の45.5%から15年57.9%、20年には実に82.3%にも達している。このような少数巨大銀行による貸出の著しい独占は、戦時金融統制下に於いて財閥系巨大銀行が同じ財閥系巨大軍需企業への融資を独占し得たのに対して、「平和産業」を中心とする地場産業への融資の制限が地方中小銀行の融資対象の減少をもたらしたことを反映するものであろう

(第11表参照)。財閥系大銀行による軍需融資の独占は、軍需融資金融機関指定制度（昭和19年1月）によるその公認と中小銀行の資金供給機関化によって頂点に達する。

中小銀行は軍需融資金融機関指定制度によって財閥系大銀行に対する融資協力団の単なる一員としての地位に転落するが、20年3月には遊休資金の一元的運用を目的として共同融資銀行を共同設立する。しかし、同行は、財閥系巨大銀行がその

第11表 終戦時における六大銀行の軍需融資残高

行名	軍需融資 百万円
興銀	9,806
帝国	5,003
住友	3,393
三菱	3,043
安田	2,275
三和	1,903
小計	25,423
全国銀行総計	26,200

注 前掲『昭和財政史』第11巻、351ページ。

資金の占有を目的として、同年8月資金統合銀行(20年5月設立)に吸収再編成される。この結果、終戦時には各財閥系巨大銀行は、資金統合銀行から帝国銀行13億43百万円、安田銀行14億1百万円、住友銀行2億18百万円、三菱銀行1億18百万円、計30億8千万円の貸付を受け、貸付総額85億9百万円の36%を独占していたのである<sup>23)</sup>。戦時金融統制に補完された中小金融機関の資金の占有が、財閥系巨大銀行の貸出の独占に示された巨大な金融的力能の物質的基盤の一つであったと言える。

また財閥系巨大銀行の金融的力能は日銀信用、とくに日銀の「民間貸出」の独占によって強化されていた。「民間貸出」が本格的に導入されるのは、「財政金融基本方策要綱」(昭和16年7月)に基づいて日本銀行の改組が17年2月に行われてからである。「日本銀行法」第20条第2項によって金融調整の目的で

社債なども売買し得るようになってからである。昭和19年度に於ける「民間貸出」のうち、帝国・三菱・住友・安田の四大銀行の借受額とその割合を示せば第12表の通りである。四大銀行のみで66億72百万円、全体の75%を独占している。これらの財閥系巨大銀行が政府

第12表 日銀民間貸出と四大銀行日銀借受

行名	口銀からの借入額	比率
	百万円	%
帝国銀行	2,604	29.1
三菱銀行	1,740	19.5
住友銀行	1,260	14.1
安田銀行	1,068	11.9
小計	6,672	74.6
民間貸出総額	8,943	100.0

注 (1)昭和19年度。

(2)持株会社整理委員会編、前掲書、563ページ。

出資法人の社債引受業務を独占し、社債は元利支払を政府によって保証されていたことは先に示した。政府保証が担保の条件とはされていないが、政保償の方がより優良な担保物件たり得ることは当然であろう。そのうえ、当時発行された社債の7~8割が特殊法人債であった。財閥系巨大銀行は口銀の「民間貸出」の独占によって金融的力能を一般的に増大しているのみではなく、政府出資法人の社債引受業務に対する信用保証をも与えられていたと言うことができよう。

23) 拙稿、前掲論文、69ページ。

さらに、財閥系巨大銀行による政府出資法人の社債引受業務を補完するものとして、預金部の社債買入れを挙げることができる。これは大正14年の預金部改組の結果、預金部の資金運用対象として制限＝合法化されたことは前述の通りである。例えば、北支那開発(株)の終戦時までの社債発行高22億32百万円のうち84%、19億95百万円がシ団引受けであることは第8表に示したが、20年末に於ける預金部保有残高は6億57百万円、発行残高の31%を占めている<sup>24)</sup>。預金部がシ団構成銀行から直接買入れたのか、日銀等を経由して間接的に買入れたのが明らかではないが、それは問題ではない。預金部が社債を買入れることによって政府出資法人に資金を融通するとともに、財閥系巨大銀行の社債引受業務に対する究極的な信用保証の機能を果していたと言えよう。

以上より、財閥系巨大銀行が政府出資法人の社債引受業務を独占し得たのは、それ自体巨大な金融的力能を有するのみでなく、戦時金融統制を背景とした中小金融機関の資金の占有、日銀信用の独占、大蔵省預金部による補完によってよくなし得たということが明らかであろう。

## 結 語

小論に於いて明らかにし得た諸点を要約すれば次のように言えよう。すなわち、第一に、戦時財政投融资機構の基軸をなす政府出資法人への財閥金融資本の資本参加が本格化するのは昭和11年からである。この時期に資本参加が本格化するのには、財閥金融資本が重化学工業化及び帝国主義的対外進出の為に要する資金を、政府出資法人を媒介として、自己の直接支配下にある資金、国家財政資金、公信用、中小金融機関の資金を一体として調達しようとしたものと考えられる。これは資源・技術開発、植民地・占領地域開発及び軍需金融関係法人への資本参加が著しいことに現われている。第二に、政府出資法人は、この時期に巨額の大量零細資金を集積・集中していた大蔵省預金部資金を、財閥金融資本が産業資金・帝国主義的対外投資資金として占有する為に不可欠の形態

24) 拙稿、前掲論文、73ページ。

であった。他面では、預金部資金の融資は政府出資法人を媒介とすることによって、リスクの高い融資から形式的には「有利且確実」な融資に転化しているのである。第三に、政府出資法人への資本参加は、「資本主義的所有＝経営の原則」に基づいて、財閥金融資本が物資及び開発の戦時統制過程に合法的に参加し得ることを意味した。政府出資法人による物資・開発の統制は、資金・物資・資源＝鉱区・社会資本の集中的動員＝配分を手段としていた。したがって、財閥金融資本の物資・開発の統制過程への参加は、資金・物資・資源＝鉱区・社会資本の配分＝分割過程への参加を意味した。第四に、この配分＝分割は投融資、とくに子会社を媒介としていたがゆえに子会社共同設立に参加しうる金融的力能・開発能力を有する少数巨大財閥金融資本に有利な配分＝分割であり、力に応じた配分＝分割に帰着せざるを得なかった。第五に、統制は資金の動員＝配分を主要な手段としていたが、それは財閥金融資本それ自体の金融的力能の巨大化、戦時金融統制に支えられた中小金融機関の資金の占有、日銀信用の独占、預金部による補完、そして国家による信用保証を物質的基盤としていた。

したがって、政府出資法人を楨杆とした戦時財政投融資機構が巨額の資金を動員＝配分し、物資・開発の統制を強力に推し進め得たのは、「国家的独占」の金融的力能と「私的独占」の金融的力能とが「癒合」してその力を相乗的に高めていたからであると言えよう。また、同時に、このことが政府出資法人の経営＝統制、法人に集中的に動員された資金・物資・資源＝鉱区・社会資本の配分＝分割に於いて、少数巨大財閥金融資本の専制的支配を可能とした物質的条件であったと言えよう。政府出資法人設立の急増とそれへの財閥金融資本の資本参加が本格化する時期が、日本に於ける国家独占資本主義の確立期に当たるのは単なる偶然ではないと考えられる。(1974. 4. 27)